

随意契約理由書

神戸市

件名	西神・山手線、海岸線指令電話設備点検整備
契約業者名	協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>当局が保有する指令電話設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備であり、国土交通省の指定する運転保安設備である。そのため当局の実施基準に基づいた点検・整備を行う必要がある。</p> <p>指令電話設備は、西神・山手線、海岸線共に、日本電気株式会社にて設計、設定されたシステムであり、その点検整備を施工するには、メーカー独自に定めた基準・規格による判定が必要となるため、他のメーカーでは技術的に困難である。</p> <p>よって、本業務を施工できるのは、日本電気株式会社のみであるが、同社は現在、指令電話設備の点検・整備に関する契約手続きを直接行っておらず、契約窓口は同社特約店である上記業者が行っている。</p> <p>以上の理由から、本業務は上記「協和テクノロジズ株式会社」と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)